

既存ブロック塀等を所有している皆様へ

## 既存ブロック塀等の安全対策に係る取組のご案内

(本取組は任意の取組であり、取組内容を強制するものではありません。)

### 建築確認申請時に

### 既存ブロック塀等の安全点検をお願いします。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、栃木県建築行政連絡協議会(※)では、ブロック塀等の所有者の安全意識の向上及び安全対策の促進を目的とし、建築確認申請時等の際に行う既存ブロック塀等の安全対策に係る取組を開始します。

※ 県内各特定行政庁及び県内に本支店を有する指定確認検査機関で構成される組織

#### お願い① 点検の実施

「点検表」(※)を用いた点検をお願いします。

※ 「既存ブロック塀等安全点検表」(HPからダウンロード可(下段参照))

目視確認でOK

##### 点検者

建築主、設計者又は代理者(※)が点検してください。

※ 建築主又は設計者から委任を受けた者(建築士)に限る。

##### 点検対象

- ①補強コンクリートブロック造の塀  
⇒コンクリートブロックに鉄筋が入った塀です。
- ②組積造の塀  
⇒石やれんが等を積み上げてつくられた塀です。

#### お願い② 点検表の提出

「点検表」は、各審査機関(※)に提出をお願いします。

⇒「点検表」の提出の有無は、確認済証等の交付に影響を及ぼすことはありません。

※ 建築確認申請を提出した審査機関(県内各特定行政庁及び県内に本支店等を有する指定確認検査機関(以下参照))

##### 県内特定行政庁

栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市

##### 指定確認検査機関

日本ERI(株)、(株)東日本住宅評価センター、  
(株)住宅性能評価センター、(株)総研

(原則、県内の支店、事業所に限ります。)

#### 「点検表」のダウンロード

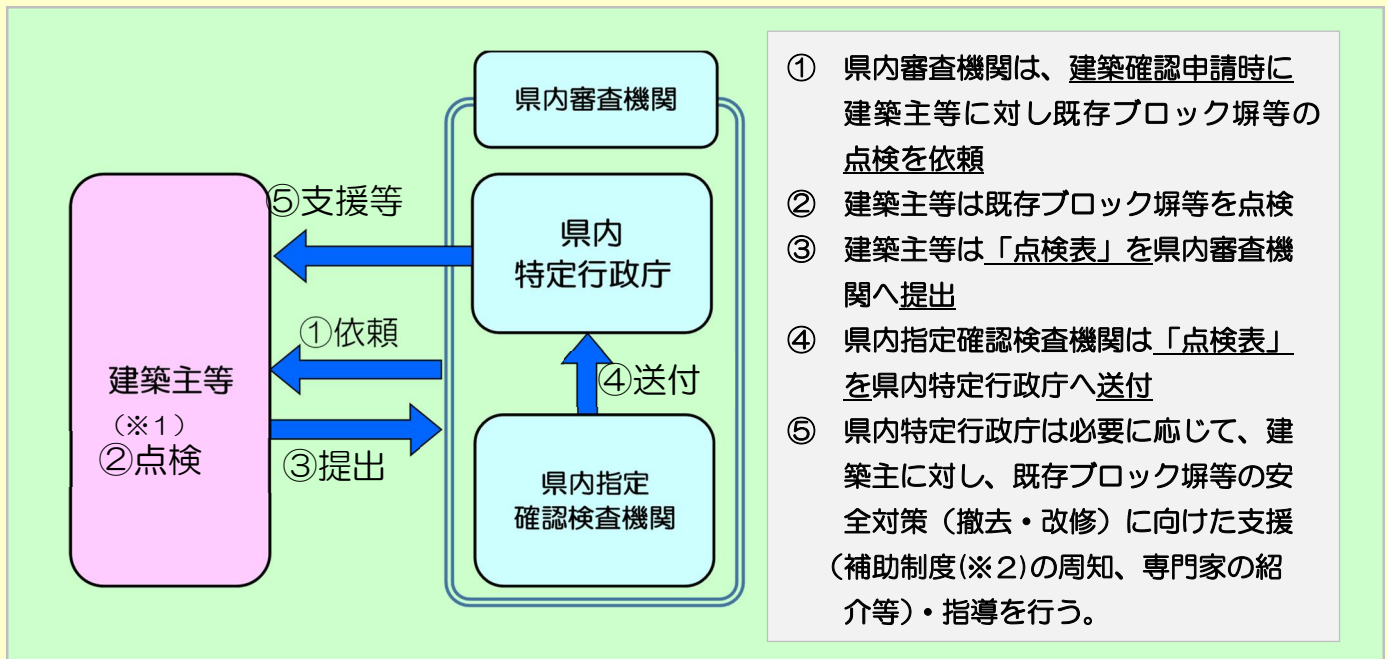
「点検表」は以下のホームページからダウンロードすることができます。

【既存ブロック塀等の安全性の確認等に関する取組】ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kenchikugyousei/kizonbrokkubeitaisaku.html>

裏面もご覧ください。

## 取組内容（イメージ図）



- ① 県内審査機関は、建築確認申請時に建築主等に対し既存ブロック塀等の点検を依頼
- ② 建築主等は既存ブロック塀等を点検
- ③ 建築主等は「点検表」を県内審査機関へ提出
- ④ 県内指定確認検査機関は「点検表」を県内特定行政庁へ送付
- ⑤ 県内特定行政庁は必要に応じて、建築主に対し、既存ブロック塀等の安全対策（撤去・改修）に向けた支援（補助制度※2）の周知、専門家の紹介等）・指導を行う。

※1 建築主又設計者

※2 栃木県内で既存ブロック塀等の補助制度を設けている市町は以下を参照願います。

## 補助制度

栃木県内で既存ブロック塀等の撤去等に係る補助制度（※）がある市町は以下のとおりです。（令和5年4月1日現在）

市町名	相談窓口	電話	市町名	相談窓口	電話
宇都宮市	建築指導課	028-632-2573	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7169
足利市	建築指導課	0284-20-2170	さくら市	都市整備課	028-681-1120
栃木市	建築指導課	0282-21-2443	下野市	都市計画課	0285-32-8909
佐野市	建築指導課	0283-20-3104	上三川町	建築課	0285-56-9145
鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242	茂木町	建設課	0285-63-5621
日光市	建築住宅課	0288-21-5197	市貝町	建設課	0285-68-1117
小山市	建築指導課	0285-22-9233	壬生町	都市計画課	0282-81-1854
真岡市	建設課	0285-83-8150	野木町	都市整備課	0280-57-4161
大田原市	建築住宅課	0287-23-1178	塩谷町	くらし安全課	0287-45-1115
			那須町	ふるさと定住課	0287-72-6955

※ 補助制度の詳細は、各相談窓口にご確認ください。

## 専門家への相談

塀の詳細な点検をしたい場合や塀の撤去・改修等を考えている場合は、次の団体等にご相談ください。

団体名	電話
一般社団法人 栃木県建築士会	028-639-3150
一般社団法人 栃木県建築士事務所協会	028-621-3954

## 取組内容に関する問い合わせ先

栃木県建築行政連絡協議会事務局 栃木県県土整備部建築課 建築指導班 ☎028-623-2514

塀の安全性の確保は、所有者の責任です。地震はいつ起こるかわかりません。地震時の事故等を未然に防止するため、塀を自己点検し、適切な維持保全に努めましょう。